

第96回長野市都市計画審議会議事録

日時：令和8年5月26日（火）
午後2時

場所：第一庁舎7階
第一・第二委員会室

長野市都市整備部都市計画課

第 96 回 長野市都市計画審議会 次第

日 時 令和 8 年 5 月 26 日（火）午後 2 時～

場 所 長野市役所第一・第二委員会室（第一庁舎 7 階）

1 開 会

2 長野市あいさつ

3 委嘱書交付・委員紹介

4 事務局自己紹介

5 会長選出

6 会長職務代理者の指名

7 報告事項

- (1) 長野都市計画 道路の変更について (市決定)
- (2) 長野都市計画 用途地域の変更について (市決定)
- (3) 長野都市計画 道路の変更について (市決定)
- (4) 長野都市計画 用途地域の変更について (市決定)
- (5) 長野都市計画 特別用途地区の変更について (市決定)

8 議 事

その他

- (1) 都市計画制度の概要及び都市計画審議会について 【資料 1】
- (2) 都市計画マスタープラン改定専門部会の報告について 【資料 2、3、4】

9 その他

10 閉 会

◎長野市都市計画審議会委員

- | | | |
|-------|-------------|---|
| 1 番 | 柳 沢 吉 保 | (長 野 工 業 高 等 専 門 学 校 名 誉 教 授) |
| 2 番 | 築 山 秀 夫 | (長 野 県 立 大 学 教 授) |
| 3 番 | 柳 瀬 亮 太 | (信 州 大 学 工 学 部 准 教 授) = 欠席 |
| 4 番 | 竹 内 利 一 | (長 野 県 司 法 書 士 会 長 野 支 部 支 部 会 員 (監 事)) |
| 5 番 | 下 崎 明 久 | (公 益 社 団 法 人 長 野 県 建 築 士 会 な が の 支 部 幹 事 ・ 防 災 委 員 長) |
| 6 番 | 阿 出 川 希 | (長 野 市 議 会 議 員) |
| 7 番 | 本 木 晋 | (長 野 市 議 会 議 員) |
| 8 番 | 原 ようこ | (長 野 市 議 会 議 員) |
| 9 番 | 浅 川 徹 | (長 野 市 議 会 議 員) |
| 1 0 番 | 箱 山 正 一 | (長 野 市 議 会 議 員) |
| 1 1 番 | 青 木 敏 明 | (長 野 市 議 会 議 員) |
| 1 2 番 | 高 見 澤 秀 茂 | (長 野 商 工 会 議 所 副 会 頭) = 欠席 |
| 1 3 番 | 小 池 宏 明 | (長 野 農 業 協 同 組 合 常 務 理 事) = 欠席 |
| 1 4 番 | 石 田 三 千 夫 | (長 野 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 副 会 長) = 欠席 |
| 1 5 番 | 挟 間 孝 | (N P O 法 人 ヒ ュ ー マ ン ネット な が の 理 事 長) |
| 1 6 番 | 高 橋 宣 行 | (長 野 市 商 工 会 副 会 長) = 欠席 |
| 1 7 番 | 川 邊 知 久 | (国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局 長 野 国 道 事 務 所 所 長) |
| | 代 理 横 山 浩 | 計 画 課 長 |
| 1 8 番 | 江 守 護 | (長 野 県 長 野 建 設 事 務 所 所 長) |
| | 代 理 長 崎 宏 昭 | 企 画 幹 兼 計 画 調 査 課 長 |
| 1 9 番 | 掛 川 修 司 | (長 野 中 央 警 察 署 署 長) |
| | 代 理 小 林 誠 | 交 通 第 二 課 課 長 |
| 2 0 番 | 長 尾 俊 之 | (長 野 南 警 察 署 署 長) |
| | 代 理 辻 裕 一 郎 | 交 通 課 長 |
| 2 1 番 | 池 田 昌 子 | (長 野 市 農 業 委 員 会 東 部 地 区 調 査 会 会 長) = 欠席 |

◎説明のための出席者

都市整備部長	桑 原	武 彦
都市整備部次長兼都市計画課長	飯 島	章 弘
都市計画課課長補佐	藤 澤	大 輔
都市計画課係長	外 山	平
都市計画課主査	高 山	大 輝
都市計画課技師	横 山	翔 太

◎事務局出席者

都市計画課課長補佐	小 林	陽
都市計画課主事	徳 武	朋 香

1 開会

(司会)

定刻になりましたので、只今から、第 96 回長野市都市計画審議会を開会いたします。本日の進行を務めます、都市計画課の小林と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、定足数の確認を申し上げます。「長野市都市計画審議会条例」第 6 条第 2 項の規定によりまして、定足数は、委員 21 名の過半数となっております。本日ご出席の委員は、現在 15 名でございますので、会議は成立となります。なお、高見澤委員、小池委員、石田委員、高橋委員、池田委員から欠席の連絡をいただいておりますので報告いたします。本日の審議会は、公開となりますので、ご了承ください。傍聴されている皆様におかれましては審議会の会議中は、撮影や録音はご遠慮いただいております。ご了承ください。

本日の進行につきましては、お配りしております「次第」に従って進めてまいります、その前に、資料の確認をお願いします。資料は、過日郵送でお届けしたものと、本日、机の上にお配りさせていただいたものでございます。先に郵送した資料といたしまして、次第、資料 1、資料 2、3、4、次に、本日、お配りした資料といたしまして、委員名簿、参考資料として条例規則、以上でございます。ご確認いただきまして、資料に不足がある方は、お申し出ください。それでは、お手元の次第に沿って、進めてまいります。はじめに、都市整備部長の桑原から、ご挨拶を申し上げます。

2 長野市あいさつ

(都市整備部長)

第 96 回長野市都市計画審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、本審議会にご出席をいただき誠にありがとうございます。また、平素より本市の都市計画行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜りますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、この都市計画審議会の委員の皆様の任期は 2 年と定められておりまして、この 4 月から新たな任期が始まっております。前の任期から継続して、委員をお引き受けいただきました方々におかれましては、これまでのご尽力に感謝申し上げますとともに、引き続き、ご指導ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

また、新たに委員になられた皆様におかれましては、委員就任をご快諾いただきましたことに心から感謝申し上げます。今後、本審議会を通じまして、本市のよりよいまちづくりの実現に向け、それぞれの専門分野におけるご見識をご教授賜りますようお願い申し上げます。本日の議事では、都市計画制度の概要と本審議会についてご説明をいたします。審議委員の皆様におかれましては、審議会について理解を深めていただくとともに、引き続きの委員の皆様におかれましても、改めてご確認をいただければと思います。

終わりに、委員の皆様のますますのご活躍とご健勝をお祈り申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 委嘱書交付・委員紹介

(司会)

続いて、都市整備部次長兼都市計画課長の飯島から、委員の皆様をご紹介申し上げます。
紹介を受けられた委員の方は、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いします。

(事務局)

この度、当審議会の改選により、委員の皆様が交代となりました。本来であれば、おひとりずつ委嘱書をお渡しすべきですが、時間の都合もあり、あらかじめお手元に委嘱書をご用意いたしましたので、ご了承いただきたいと思います。

それでは委員の皆様をご紹介申し上げます。長野工業高等専門学校名誉教授 柳沢吉保様、長野県立大学教授 築山秀夫様、信州大学工学部准教授 柳瀬亮太様、本日遅れているご様子でございます。長野県司法書士会長野支部監事 竹内利一様、公益社団法人長野県建築士会ながの支部幹事・防災委員長 下崎明久様、市議会議員 阿出川希様、同じく市議会議員 本木晋様、同じく市議会議員 原ようこ様、同じく市議会議員 浅川徹様、同じく市議会議員 箱山正一様、同じく市議会議員 青木敏明様、長野商工会議所副会頭 高見澤秀茂様、本日はご欠席でございます。ながの農業協同組合常務理事 小池宏明様、本日はご欠席でございます。長野市民生委員児童委員協議会副会長 石田三千夫様、本日はご欠席でございます。NPO法人ヒューマンネットながの理事長 挟間孝様、長野市商工会副会長 高橋宣子様、本日はご欠席でございます。国土交通省関東地方整備局長野国道事務所所長 川邊知久様、本日は代理で計画課長 横山浩様にご出席をいただいております。長野建設事務所所長 江守護様、本日は代理で企画幹兼計画調査課長 長崎宏昭様にご出席をいただいております。長野中央警察署署長 掛川修司様、本日は代理で交通第二課長 小林誠様にご出席をいただいております。長野南警察署署長 長尾俊之様、本日は代理で交通課長 辻裕一郎様にご出席をいただいております。長野市農業委員会東部地区調整会会長 池田昌子様、本日はご欠席でございます。以上です。

皆様の任期につきましては、「長野市都市計画審議会条例」第3条の規定により、令和10年3月末までとなります。よろしくお願いいたします。

4 事務局自己紹介

(司会)

本日出席しております、事務局職員の自己紹介をいたします。

(事務局)

改めまして、都市整備部長の桑原でございます、よろしくお願いいたします。都市整備部次長兼都市計画課長の飯島と申します、よろしくお願いいたします。都市計画課課長補佐の藤澤です、

よろしくお願いいたします。都市計画課課長補佐の小林と申します、よろしくお願いいたします。都市計画課係長の外山と申します、よろしくお願いいたします。都市計画課の高山と申します、よろしくお願いいたします。都市計画課の横山と申します、よろしくお願いいたします。都市計画課の徳武と申します、よろしくお願いいたします。

5 会長選出

(司会)

続きまして、会長の選出についてお諮りいたします。

本審議会条例第5条第1項により「審議会に会長を置き、学識経験者として委嘱された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める」こととなっております。どのように選出したらよいか、ご意見がございましたらお願いいたします。

(委員)

ご提案させていただきます。総合計画審議会や、交通対策審議会をはじめとする様々な審議会、委員会などに関わっておられ、本市の都市計画を熟知されている長野工業高等専門学校名誉教授の柳沢委員に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(司会)

ただいま、長野工業高等専門学校 名誉教授柳沢委員に会長をお願いしたいとの、ご提案がございました。よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(司会)

ありがとうございます。ただいま、異議なしとのご発言がございました。ほかにご意見がないようでしたら、柳沢委員に会長をお願いしたいと思います。

【拍手により承認】

(司会)

ありがとうございます。柳沢委員、会長席へご移動をお願いいたします。

それでは、柳沢会長から一言、就任のごあいさつをお願いします。

(会長)

ただ今、会長に推挙いただきました長野工業高等専門学校、名誉教授の柳沢でございます。会長就任にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

都市計画審議会は、健全で文化的な都市生活、機能的な都市活動を送るための都市計画に

関する事項を、市長の諮問に応じ、調査、審議する、大変重要な会議であります。

そのため、これまでと同様に重要な案件を審議することになりますが、議案の審議に関しましては、慎重かつ円滑に進めて参りたいと考えております。委員の皆様方には、より一層のご支援とご協力をお願いいたします。

甚だ簡単ではございますが会長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

6 会長職務代理者の指名

(司会)

続きまして、本審議会条例第5条第3項の規定により、「会長の職務を代理する委員をあらかじめ会長が指名すること」となっておりますので、柳沢会長から職務代理者を指名いただきたいと存じます。

(会長)

それでは、私から、築山委員に会長の職務代理者をお願いしたいと思います。

【築山委員、了解】

7 報告事項

(事務局)

令和8年2月6日の「第95回長野市都市計画審議会」において審議された議案は、次のとおり処理されましたのでご報告いたします。

市決定 長野都市計画 道路の変更について 篠ノ井塩崎地区

令和8年2月20日 長野市告示 第63号

市決定 長野都市計画 用途地域の変更について 篠ノ井塩崎地区

令和8年2月20日 長野市告示 第64号

市決定 長野都市計画 道路の変更について 松代地区

令和8年2月20日 長野市告示 第65号

市決定 長野都市計画 用途地域の変更について 松代地区

令和8年2月20日 長野市告示 第66号

市決定 長野都市計画 特別用途地区の変更について 松代地区

令和8年2月20日 長野市告示 第67号

以上になります。

8 議事

その他 (1) 都市計画制度の概要及び都市計画審議会について
(司会)

それでは、これから議事に移りますが、審議会条例第6条第1項の規定によりまして、柳沢会長に議長をお願いいたします。

(議長)

委員の皆様方にはお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

次第のとおり、本日は、その他の事項としまして、(1) 都市計画制度の概要及び都市計画審議会についてと、(2) 都市計画マスタープラン改定専門部会の報告がございます。皆様方からのご意見をいただきながら、実りある会議にしたいと思いますので、議事の進行が円滑に運びますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名は、竹内委員様と狭間委員様にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、(1) 都市計画制度の概要及び都市計画審議会について、事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

今回は改選から最初の審議会となりますので、都市計画制度の概要や都市計画審議会の位置付けなどについて、ご説明させていただきたいと思います。前回任期からご継続いただいた委員の皆様、学識豊富な委員の皆様には、ご承知の内容かと思いますが、ご容赦いただきますようお願いいたします。

それでは 資料1 「都市計画制度の概要及び都市計画審議会について」をご覧ください。また、前方のスクリーンにも映しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

まず、「都市計画制度の概要」についてご説明いたします。3ページをご覧ください。

日本全国の土地利用については、国土利用計画法に基づいた全国計画である「第6次国土利用計画」により進められております。長野県では、第6次国土利用計画に基づき、「第5次土地利用基本計画」が進められてきました。これら土地利用に関する基本的な計画においては、地域を5つに区分し土地利用の方向を示しています。ここで、「都市地域」は、その5地域のうちの1つとされており、主に都市計画法に基づく運用をしています。

4ページをご覧ください。長野市においては、2つの都市計画区域、長野都市計画区域と、飯綱高原都市計画区域が定められています。それぞれの都市計画区域は、県の定める区域マスタープランを方針として、整備・開発及び保全を行うこととされています。また、長野都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に区域区分されております。いわゆる「線引き」都市計画区域、となっております。そして、長野市総合計画と県の区域マスタープランを上位計画としまして、長野市都市計画マスタープランが策定されております。都市計画は、大

きなくくりで3つの種類、①土地利用規制、②都市施設、③市街地開発事業に分類されますが、それぞれについて、都市計画決定を行い、都市づくりを進めていく制度設計になっています。また、立地適正化計画により、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを実現するために、住宅や都市施設の立地の適正化、誘導施策を行うこととされています。

5ページをご覧ください。マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めた、おおむね20年後の都市の姿を見据えた、まちづくりの指針となるもので、「市全体の都市づくりの構想」や「地域ごとのまちづくり構想」を定めています。また、立地適正化計画は、都市計画マスタープランのアクションプランとして、居住や都市機能が適切に配置された、コンパクトな都市の実現に向けた計画で、誘導を図る区域とその誘導指針、防災指針などを定めており、本市においては平成29年に策定しています。都市計画マスタープランの改定は、おおむね10年ごと、立地適正化計画の見直しは、おおむね5年ごとに行っており、令和9年に両計画の改定予定となっております。

6ページをご覧ください。先ほど、4ページで都市計画の種類の説明において、①土地利用規制、②都市施設、③市街地開発事業という、大きく3つの分類により、それぞれ都市計画決定を行うことについて、お話をさせていただきました。そこで、まず、①の土地利用規制につきまして、ご説明いたします。都市計画法による土地利用規制は、いくつかの規制からなる層を重ね合わせたものとなっております。上から、まず、区域区分です。都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する、いわゆる線引きを行うものです。上から2層目は、地域地区です。主なものに用途地域があり、住居系、商業系、工業系などに土地の用途を規制する、ゾーニング規制となっております。3層目は、都市施設と市街地開発事業です。都市計画道路や公園などの都市施設のほか、区画整理、再開発などの市街地開発事業を都市計画決定して、その区域を明示します。4層目には、地区計画が定められており、より小さな、一定のまとまりをもった地区ごとに、実情にあったきめ細かい規制で、まちづくりを行うものです。以上のような種類の規制を重ね合わせることで、都市計画における土地利用規制が、組み立てられております。

7ページをご覧ください。次に、②都市施設についてです。都市計画道路や都市公園、駅前広場など、都市環境に必要な施設が、都市計画法に都市施設として定められています。本市の主な都市施設は、ご覧のようになっております。

8ページをご覧ください。次に、③市街地開発事業です。先ほどの都市施設と異なるところは、一定のエリア内において、総合的な開発を一体的に行うというものです。主に、土地区画整理事業と市街地再開発事業がございます。

最後に、都市計画審議会の役割について、ご説明いたします。10ページをご覧ください。都市計画審議会は、都市計画法に定められた、法定組織です。行政機関、つまり長野市の諮問に応じまして、「都市計画に関する事項を調査審議し、また、建議することができる。」とされています。これは、都市計画は、土地に関する私的財産権に制限を加えるため、第三者による公正な判断が必要となります。そのため、行政機関だけで決めるのではなく、学識

経験者、市議会議員、民間諸団体の代表者、関係行政機関職員、などの方々から構成された当審議会での、調査・審議を経たうえで、都市計画を決定します。

11ページをご覧ください。都市計画審議会は長野県、長野市それぞれに設置されており、調査審議する内容が異なっております。主な内容をご覧のようになっており、市が決定する都市計画に関しては、土地利用規制では用途地域や防火地域などの地域地区、都市施設においては都市計画道路や公園など、市街地開発事業においては土地区画整理事業や市街地再開発事業など、そして、地区計画など、これら市決定の都市計画に係るご審議をお願いしております。

次に、県が決定する都市計画については、都市計画区域そのものや、区域区分、いわゆる「線引き」に関するもの、また、都市計画道路、公園についても、国道や県道、県営公園は県の決定となります。なお、市街地開発事業においては、一定規模以上のものや市町村をまたぐものなどは、県の決定となります。県の決定する都市計画において長野市に関係する場合には、県からの協議に対して、市の意見を出すこととなります。その際は当審議会でご審議をいただきますのでよろしくお願いいたします。

さらに、以上のような、都市計画決定に係るもののほかにも、都市計画に関する諸問題について、提言・意見をお願いしております。具体的には、都市計画マスタープラン・立地適正化計画の改定や、都市計画道路に代表される都市施設の見直しなどを行う場合に、ご意見をいただく場合がございます。

なお、都市計画マスタープラン・立地適正化計画については令和9年4月改定を目指して、昨年より専門部会を設置し、検討を進めております。この後、検討状況について報告させていただきます。

その他、ごみ焼却場などの処理施設については、建築基準法上の許可に関して審議を行っていただきます。

12ページをご覧ください。最後に、都市計画決定の手続きの流れについてご説明いたします。まず、市が決定する都市計画については、2回の審議会にてご審議いただき議決をいただきます。実際の流れとしましては、ご覧のようになっております。まず、地元や関係機関に対して、事前に説明や周知調整を行い、都市計画の素案を作成いたします。素案の閲覧、公聴会、県と事前協議を行ったうえで案を作成し、「調査事項」として1回目の審議会にてご意見をいただきます。審議会でもいただいたご意見を反映し、公告・縦覧、県に対して協議を行います。そのうえで、2回目の審議会に付議させていただきます。ここで、議決いただくことができましたら、市が都市計画決定し、告示・縦覧して、公のものとなります。

次に県が決定する都市計画の流れですが、基本的に市の都市計画審議会の流れと同様に、行政機関である長野県と、長野県都市計画審議会によって進められます。なお、県決定の場合は、国に対する協議や同意と、関係市町村への意見聴取が必要になります。当市への意見聴取が行われましたら、当審議会を開催のうえ、ご審議いただいた意見を提出いたします。資料は、ここまでになります。

これから、委員の皆様には、第三者法定機関である当審議会において、ご審議、ご意見を、頂戴することになります。重ねてお願いを申し上げます。以上で、資料1の説明を終わらせていただきます。

(議長)

ご説明ありがとうございました。ただいま都市計画の制度概要、都市計画審議会の役割について、わかりやすく簡潔に説明いただきました。

当審議会では、都市計画法の法律が適用されている区域内が基本的な審議対象になるということでございますが、用途地域、それから都市マスタープラン等、現行のものを踏まえた上で、そこに立地しているものが適切かどうかということを、資料1の11シート市決定の内容が対象となり、当審議会に諮っていくということになります。

さらに現在、都市計画マスタープランや立地適正化計画を策定しておりますので、こちらについても皆様から意見等いただきたいと考えております。

ただいまの説明について、質問・意見があれば、挙手の上、発言をお願いいたします。

法律も踏まえての話ですし、都市マスタープランも結構ボリュームもあるものですから、なかなかイメージも付きにくいところもあるかと思います。今後進めていく中で、もし、疑問などございましたら、事務局の方にご質問いただければと思います。その都度、この資料1を持参していただくとどんな位置付け枠組みで議論されているのかということがイメージできるかと思うので、そのようにご活用いただければと思います。

よろしいでしょうか。先ほど言いましたように何かありましたら、事務局の方にご質問いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。では(1)につきましては終了とさせていただきます。

その他 (2) 都市計画マスタープラン改定専門部会の報告について

(議長)

それでは続きまして(2)都市計画マスタープラン改定専門部会の報告についてということで事務局の方からご説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは「都市計画マスタープラン改定専門部会の報告について」ご説明いたします。前回の審議会では、都市計画マスタープラン改定専門部会の進捗状況について、マスタープランの前半部分にあたる全体構想の中間報告をさせていただきました。本日は、市民の方と直接意見交換する場として、市内の32地区全てで開催した地域別懇談会のご報告と、立地適正化計画改定の進捗状況について、ご説明させていただきます。ご説明したい内容や資料のページ数が多いため、説明時間を長く頂戴いたしますが、ご了承いただけますと幸いです。

それでは、資料2のシート2をご覧ください。専門部会におけるこれまでの検討経過につ

いて、ご報告します。令和6年度末に第1回専門部会を開催し、スケジュールの確認などを行いました。第2回と第3回の専門部会では、市民意識調査として3種類のアンケート調査の内容を検討いただきました。第4回の専門部会では、アンケート調査の結果報告と、マスタープランの全体構想の導入として改定の方向性に関することを議論いただきました。マスタープランの全体構想については、第5回から第7回の専門部会にて、検討していただきました。立地適正化計画につきましては、第6回と第7回の専門部会で、誘導区域と誘導施設の検討、第8回の専門部会で、誘導施策、防災指針、評価指標の検討をしていただきました。また、庁内全体への検討過程の報告や関係部局へ意見照会を実施しており、調整・連携を図りながら検討を進めております。今後は、本日いただいた意見を反映しながら、第9回と第10回の専門部会で、マスタープランと立地適正化計画の素案をとりまとめたいと考えています。その後、パブリックコメントなどを実施し、令和9年4月の公表を予定しております。

続いて、シート3をお願いします。ここからは、地域別懇談会について報告させていただきます。ご覧いただいているのは、次期マスタープランの構成案です。左側の「序 はじめに」と、「第1編 全体構想」については、令和8年2月、前回の審議会で中間報告させていただきました。現在は、審議会からいただいた意見などを踏まえまして、令和8年6月の第9回の専門部会へ向けて修正作業を行っているところです。右側の赤く囲った、「第2編 地域別構想」は、市全体の都市計画の方向性を示す全体構想を踏まえ、地域ごとにまちづくりの構想を描くパートです。このパートの作成に活用するために、市民の方と直接意見交換する場として、地域別懇談会を開催しました。

ここで、資料3のシート2をお願いします。地域別懇談会の概要について、改めてご説明します。この懇談会は、地区ごとのまちづくりを担う自治組織である、住民自治協議会の皆様と市内32の全ての地区で、令和7年12月から令和8年2月にかけて開催しました。懇談会では、各地区のまちづくりに対する考え方や地区が抱える課題など、日頃感じていらっしゃることに、意見交換を行いました。併せて、懇談会後に、意見書による追加の意見収集も実施しました。資料3では、いただいた意見について、土地利用状況により応じた3地域、及び地域別構想に記載する10地域ごとに分類・整理しました。各地区の位置や地域分け、懇談会の開催日などはご覧のとおりです。

シート3をご覧ください。地域別懇談会でいただいた意見をご報告する前に、懇談会当日の資料についてご報告します。シート3からシート7までは、第一地区の懇談会で使用した資料をお示ししています。このような資料を32地区ごとに作成し、懇談会を開催しました。シート3の左側では、マスタープランの概要や懇談会の目的、シート3の右側からシート4にかけては、マスタープランの概要について記載しています。シート5は、データから把握できる事柄を記載しており、左側では、データ集計の結果を、右側では、市民意識調査として実施したアンケート調査から把握できたことを記載しています。シート6は、現行のマスタープランから地域別構想を転記したもので、この記載内容と現在の地区の様子を比較して

いただき、意見交換を行いました。シート7では、現行計画を策定した際の地域別懇談会の意見一覧と、現行計画の地域別構想の整備方針図に位置付けた施策・事業の実施状況を記載しています。以上のような資料を、地区ごとに作成し、懇談会の始めに資料説明した上で、懇談会を開催いたしました。

シート8をお願いします。シート8からシート10では、懇談会でいただいた主な意見を3地域別に、地域共通の意見と、10地域ごとの主な意見を整理したものです。お時間の関係もごございますので、意見を抜粋してご報告させていただきますが、お手隙の際にご一読くださいますと幸いです。

シート8の市街地地域は、地区の区域が全て市街化区域である地区です。地域共通の意見としては、土地利用の観点からは、「都市機能の配置が整理されておらず、緑地不足や空き家増加による景観悪化、防災・防犯性の低下など、住環境の質の低下が顕在化していると感じる。」、交通の観点からは、「幹線道路の渋滞や通過交通の住宅地流入、バス減便等により、安全性・移動利便性が低下していると思う。」、防災の観点からは、「内水氾濫や避難所不足など、都市型災害へ対応する必要があると考える。」などといった意見をいただきました。

10地域ごとの主な意見としては、長野駅・善光寺周辺地域からは、「交通再編やインバウンド活用を含む実効性あるまちづくりが必要だと考える。」、芹田・安茂里地域からは、「交通基盤の未整備や商業の空洞化が進んでいると感じる。都市整備の進捗が不透明な中で、地域交通や生活支援の強化が必要だと思う。」、東部地域からは、「高齢化、空き家の増加、道路未整備による安全性の低下、交通利便性の低下、水害リスクなどの課題に対して、地域方針の明確化と交通・防災機能の強化が求められていると感じる。」といったご意見をいただきました。

シート9をご覧ください。このシートの市街地周辺地域とは、地区の区域が、市街化区域と市街化調整区域の両方に跨る地区です。地域共通の意見としては、土地利用の観点では、「耕作放棄地や空き家の増加、低未利用地の長期化が生じており、地域の活力低下や人口減少が進行していると思う。」、交通の観点では、「幹線道路の慢性的な渋滞や通過交通の生活道路への流入、バス減便やタクシー減少等により、高齢者を中心に通院・買い物など日常移動の制約や安全性が低下していると思う。」などといった意見をいただきました。10地域ごとの主な意見としては、北部地域からは、「高齢化や被災を背景に商業衰退と生活不安が進んでいると感じる。」、千曲川沿川地域からは、「道路整備の遅れによる渋滞・安全性の低下、交通利便性の低下、防災面で不安を感じる。」、川中島・更北地域からは、「地域像の明確化と都市と農村の共生方針の整理が必要だと考える。」、篠ノ井地域からは、「空き家・農地荒廃、交通利便性の低下、インフラ老朽化しており、実態に即した計画見直しと進捗の明確化が必要だと考える。」、松代・若穂地域からは、「土地利用規制により宅地化が進まず、人口減少につながっていると感じる。」、若槻・浅川地域からは、「中山間地域と

しての役割や拠点としての位置づけが不明確だと感じる。」といった意見をいただきました。

シート10をご覧ください。このシートの中山間地域とは、地区の区域が、全て都市計画区域外の地区です。地域共通の意見としては、都市構造の観点では、「各集落では買い物・医療・交通などの生活機能や小規模拠点が不足しており、日常生活の維持や定住継続が困難となっていると考える。」、交通の面では、「バス減便やデマンド交通の利便性不足により、高齢者の移動制約が大きくなっていると感じる。」などといった意見をいただきました。

シート11からシート13は、懇談会でいただいた主な意見を、3地域別に、マスタープランの全体構想の土地利用の方針と分野別方針ごとに整理したものです。本日は、お時間の都合で説明しませんが、お手隙の際に、ご覧いただければと思います。懇談会でいただいた意見は、今後、地域別構想の作成へ活用して参ります。以上が、地域別懇談会のご報告でした。

次に、立地適正化計画改定の進捗状況について、ご説明します。資料4をご覧ください。シート2で、資料の構成をお示ししています。立地適正化計画の制度概要、現行計画の概要、現行計画の改定以降の変化をお話しした上で、今回の改定の方向性、次期計画の居住誘導区域や都市機能誘導区域、誘導施設の検討案をご説明します。

シート3からシート7で、立地適正化計画の制度概要について、ご説明します。

シート4をお願いします。立地適正化計画とは、居住や都市機能の誘導により、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組を推進し、将来においても持続可能な都市を実現するために策定する計画です。立地適正化計画は、マスタープランの一部とみなされます。

シート5をご覧ください。計画期間は、おおむね20年後の都市の姿を展望し、策定します。対象区域は、都市計画区域内とすることが基本です。計画に記載する事項は、都市再生特別措置法に定められており、①から⑧の内容を記載することとされております。本日は、この中の赤字の箇所、③居住誘導区域、④都市機能誘導区域及び誘導施設について、専門部会における検討状況をご説明します。

シート6をお願いします。ここで、居住誘導区域についてご説明します。居住誘導区域は、人口減少の中でも、人口密度を維持することで、日常生活に必要な生活利便施設や地域コミュニティが確保されるよう居住を誘導すべき区域です。

シート7をご覧ください。都市機能誘導区域についてご説明します。都市機能誘導区域は、鉄道駅の周辺などへ、医療、福祉、商業などの都市機能を誘導する、都市の拠点となる区域です。原則として、居住誘導区域の中に設定します。

シート8からシート12では、現行の立地適正化計画について、ご説明します。シート9をお願いします。現行計画は、令和4年9月に策定し、目標年次を令和8年、対象区域を長野都市計画区域としています。現行計画の構成については、ご覧のとおりであり、基本的には、次期計画も同様の構成としたいと考えています。

シート10をご覧ください。現行計画における基本方針をお示しています。ご覧いただいている3つの観点から、コンパクト・プラス・ネットワークの実現により、将来においても持続可能な長野市の実現を目指しています。

シート11をお願いします。現行計画の各誘導区域をご覧ください。青線で示した範囲が、居住誘導区域、赤線で示した区域が、都市機能誘導区域です。長野駅から善光寺周辺の中心市街地、北長野、篠ノ井、松代を都市機能誘導区域に位置付けています。

シート12をご覧ください。現行計画の都市機能誘導施設をお示しています。教育、文化、子育て支援、医療及び福祉のといった各機能を、4つの都市機能誘導区域それぞれ役割に応じて設定しています。

シート13からシート21では、現行計画の改定以降の社会情勢や市勢状況の変化を整理しています。

シート14をお願いします。人口動態に関する変化についてです。人口減少が進行する中で、居住誘導区域でも人口密度が減少しています。

シート15をご覧ください。移動手段の動向についてです。自動車利用割合が増加傾向にあり、徒歩での移動が減少傾向にあります。また、バス利用者数も減少傾向にある中で、昨今のバス運転士の不足などもあり、バス路線の維持が困難になりつつあります。

シート16をお願いします。行政コストの推移と推計についてです。公共施設の老朽化、道路などの社会インフラの更新費用が今後、これまで以上に増加することが予想されます。

シート17をご覧ください。様々な自然災害がありますが、長野市の立地適正化計画では、主に水害と土砂災害に関することを扱います。

シート18をお願いします。現行計画の改定以降、洪水について、計画規模や想定最大規模の浸水想定、氾濫流による家屋倒壊のリスクに加え、多段階の浸水想定区域という考え方が新たに公表されております。土砂災害に関しては、最新の区域が公表されています。

シート19をご覧ください。長野市の浸水想定区域について、左側は、想定最大降雨、おおよそ1000年に1回程度発生すると想定される最大の降雨が降った場合の、洪水による浸水想定区域です。右側は、計画規模降雨、おおよそ100年に1回程度発生する規模の降雨が降った場合の洪水による浸水想定区域です。いずれの場合も、長野市の広い範囲で浸水想定が予想されます。

シート20をお願いします。現行計画の改定以降に公表された、多段階の浸水想定について、その考え方をご説明します。近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、防災まちづくりの必要性が高まっており、様々な規模での浸水想定の水害リスクマップが作成されています。具体的には、おおむね10年から50年に1回程度発生する規模の降雨など、より発生頻度の高い降雨による浸水想定区域が公表され、これを防災まちづくりに活用する取組が進められています。この多段階の浸水想定に活用した考え方は、今回の改定における居住誘導区域の設定や防災指針を検討する際に、重要な観点だと考えております。

シート21をご覧ください。現行計画の居住誘導区域と土砂災害警戒区域を示した図です。拡大図のとおり、居住誘導区域の一部は、土砂災害警戒区域に指定されています。居住誘導区域内に残存する災害リスクに関しては、防災指針にて対応策を記載します。

シート22とシート23には、今回の改定の方向性について記載しています。

シート23をお願いします。今回の改定における、改定の方向性を大きく3つの視点から挙げております。一つ目に、本市の活力を牽引する拠点形成につながるインセンティブ強化です。マスタープランに位置付ける都市拠点を形成するために、これまで取り組んできた誘導施策を検証し、インセンティブの強化を図る視点から施策を検討します。二つ目に、生活利便性の維持・向上につながる居住の誘導です。公共交通のサービス水準の維持や、生活利便施設の誘導など、生活の利便性を維持・向上すべきエリアへの居住誘導を意図しながら、誘導区域の設定や誘導施策を検討します。三つ目に、災害リスクを回避するための居住誘導です。将来的には、災害リスクの低いエリアへの居住を図ることが必要と考えますが、居住誘導区域を見直すことは、現在の居住誘導区域内の市民の資産や生活に影響を与える可能性があるため、災害リスクについて客観的な評価を行い、適切な検討を行います。

シート24からシート31では、居住誘導区域の検討案について、記載しています。

シート25では、居住誘導区域の設定の観点をご説明します。現行計画では、居住誘導区域の人口密度の維持や災害レッドゾーンでの新規の居住を制限しています。現行計画の改定以降の変化として、居住誘導区域内の人口密度が減少していること、浸水想定の方考え方として、新たに多段階の浸水想定の方考え方が公表されたことがあります。特に、30年に1回程度発生する規模の降雨のように、一世代の間に発生する頻度の降雨に対して、どのように対応するか検討が必要です。改定の観点としては、生活利便施設の立地や、公共交通のサービス水準を維持・向上させるのに必要な人口密度を確保すること、災害リスクの高いエリアの新規居住を抑制し、災害リスクの低いエリアへ居住誘導することが大切だと考えています。

シート26をお願いします。法令における、災害リスクと居住誘導区域の関係をお示ししています。災害レッドゾーンは、法令で居住誘導区域に定めないとされています。災害イエローゾーンは、総合的に勘案し、適切でないと判断される場合は、原則として居住誘導区域へ含めないこととされています。

シート27をご覧ください。現行計画の居住誘導区域の設定について、記載しています。現行計画では、市街化区域のうち、災害レッドゾーンや工業専用地域など居住に適さない土地利用を居住誘導区域から除いています。この考え方は、次期計画でも継承したいと考えております。

シート28をお願いします。本市の立地適正化計画における、災害リスクと居住誘導区域の関係をお示ししています。災害レッドゾーンについては、法令に基づき、現行計画と同様に次期計画でも居住誘導区域から除きます。災害イエローゾーンについては、今回の改定では、新たに公表された多段階の浸水想定区域を考慮して検討を行う必要があります。

シート29をご覧ください。おおよそ30年に1度発生する規模の降雨による浸水想定図をお示ししています。左側は、短期として令和9年度時点の河川の整備状況における浸水想定区域です。豊野や篠ノ井塩崎の一部、赤い点線で囲った箇所で、浸水深さが3mを超え、建物の2階への垂直非難が困難なエリアがあります。右側は、中長期として、マスタープランと立地適正化計画の時間軸である、おおむね20年後に近い、令和33年の河川の整備状況での浸水想定区域です。市内から、浸水想定区域が無くなる推計になっています。現在の河川整備を着実に推進することで、計画の目標年次頃には、30年分の1確率の降雨による浸水想定区域が、市内から無くなるため、次期計画において、居住誘導区域から除外せず、現行計画の居住誘導区域を継承したいと考えております。一方で、短期的には、浸水想定リスクが残存するため、防災指針にて対応策を検討していきたいと考えております。

シート30をお願いします。次期計画の居住誘導区域の案をお示ししております。次期計画では、現行計画から継承する居住誘導区域に加え、重点的に居住誘導する区域を設定したいと考えています。重点的に誘導する区域は、都市機能誘導区域、鉄道駅をはじめとした生活拠点の徒歩圏内、土地区画整理をして良好な住環境が整っている区域、1日片道30本以上のバス路線のバス停の徒歩圏内のいずれかに該当する区域です。重点区域においては、今回の改定では、誘導施策の検討も行いたいと考えています。

シート31をご覧ください。次期計画の居住誘導区域の案の図です。黄色の区域が居住誘導区域、オレンジ色の区域が、重点的に居住誘導する区域を示しています。

シート32からシート35では、都市機能誘導区域と誘導施設の検討案についてお示ししています。

シート33をご覧ください。次期のマスタープランの都市構造図の案をお示ししています。この図の中で、広域都市拠点として、位置づけた長野駅から善光寺周辺までの中心市街地を主としたエリアと、都市拠点として位置づけた、北長野、篠ノ井、松代を都市機能誘導区域に設定します。

シート34をご覧ください。このシートでは、都市機能誘導施設の設定の観点をお示ししています。現行計画では、医療、福祉、教育等の都市機能を拠点に集約することにより、各種のサービスが効率的に提供できることを意図し、都市機能誘導区域を設定しています。一方で、現行のマスタープランと立地適正化計画を見比べると、マスタープランで示している都市機能が、必ずしも立地適正化計画に誘導施設となっていないため、広域都市拠点やそれぞれの都市拠点に応じた役割を果たすために必要な都市機能は、両計画で整合させる必要があると考えています。

シート35をお願いします。次期計画の都市機能誘導施設の検討案をお示します。表の右から2列目に、都市機能誘導施設を記載しており、黒字が現行計画に位置付けている施設、赤字が、マスタープランに記載があるものの、現行の立地適正化計画に位置付けのない施設です。今回の改定で、新規に位置づけることを検討している誘導施設として、広域都市拠点では、商業施設、集客施設、一定規模以上のオフィスなどの業務施設、宿泊施設及び高次の

医療施設。それから、北長野と篠ノ井の都市拠点では商業施設・業務施設及び高次の医療施設、松代の都市機能誘導区域では高次の医療施設、商業施設を新たに都市機能誘導施設に位置付けることを検討しています。以上が、立地適正化計画改定の新進捗状況の説明でした。

ここで、資料2のシート4をお願いします。最後に、今後の改定スケジュールについて、ご説明させていただきます。第9回の専門部会では、マスタープランと立地適正化計画の計画書の検討案をお示しし、ご議論をいただきます。なお、本日の審議会でもいただいたご意見は、第9回の専門部会へ反映させてまいります。第10回の専門部会にて素案を作成したいと考えております。当審議会へは、次回、第97回審議会でも両計画の素案をご説明させていただき、8月下旬に素案をとりまとめたいと考えております。検討の過程では、長野市総合計画など同時期に改定になる計画や、関係部局との連携調整を引き続き図りながら進めて参ります。素案作成後は、パブリックコメントや地域別懇談会の相手先である住民自治協議会への意見聴取など、市民の皆様の声を幅広くお聞きしながら、計画をブラッシュアップさせ、令和9年4月に2つの計画の公表を予定しております。説明は以上となります。

(議長)

説明ありがとうございました。都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の改定に向けてということで、特に都市計画マスタープランにおいては、地域別懇談会を行っていただきました。数多くの地域に伺っての意見徴収は本当に大変だったことと思います。事務局の職員の方々、ご苦勞様でございます。

都市計画マスタープランについて、今見ていただいた資料は、懇談会の意見から分かったことについてですが、前年度の報告におきましては、実態やアンケートを踏まえまして、その中で持続可能なものは何か、子育て支援等を踏まえた上で、最終的には地域別構想を作成していくことになるかと思えます。

また、立地適正化計画につきましては、集約化に時間を要しますので、ある程度概念としては、固定した形でそれを持続的に実施していくということでございますが、社会情勢の変化に伴いまして、それに基づいた形で少しずつ改定をしていくということでございます。

まずは、この集約化のインセンティブを見せることが重要であると思えます。その他に、居住誘導による公共交通のサービス水準を維持できるように、集約を図っていきたいということが、資料4の25シートに記載をされています。また、多段階という新しい考え方の災害リスクを考慮して誘導を図っていくとのこと、そして適切な都市機能を適切な場所に誘導していくということで、34シートにあるような医療機関や教育機関、福祉施設などを、適切な配置に誘導していくということでございます。

簡潔に特徴的なところを述べるとこのようなことかと思いますが、今の事務局の説明について意見・質問等あればお願いいたします。本日の意見を、専門部会の方にあげましてそれを検討していただいて、適宜反映させていくということでございますので、是非とも積極的に、ご意見ご質問等ございましたらよろしくお願いをいたします。

(委員)

確認ですが、資料4の30シート、次期計画の居住誘導区域に記載のある、「1日片道30本以上のバス路線上のバス停300メートル圏域」と書いてあるのですが、これは何か国の基準とかそういったもので、定められているのでしょうか。というのも、結構1日片道30本のバス停は、ほぼほぼ市内にはないのではないかと、あるとしても丹波島ぐらいまでと思うのですが。これは何か基準があり、誘導する形なののでしょうか。

(議長)

事務局の方からよろしくお願いいたします。

(事務局)

質問ありがとうございます。1日片道30本という基準については、国が作成している立地適正化計画の手引きに、居住誘導区域を設定する際の指標として示されているものです。市内では、長野駅と松代地区を結ぶ県道沿いの路線や、長野駅と上松や浅川方面を結ぶ路線があります。300メートルというのは、徒歩5分圏内でアクセス可能な立地という考え方になります。

(議長)

集約化を図るにあたって、バス路線の維持に非常に苦戦をしているところではありますが、その中では、一定以上のサービス水準を保つために、できるだけ居住誘導区域内に人口を集約化していくことによって、コンパクト・プラス・ネットワークが形成しやすいとの考え方です。

(事務局)

そのように考えております。

(議長)

そのほかいかがでしょうか。

(委員)

私も2点質問させてください。都市計画マスタープランは、住民合意に基づく計画であるべきと思いますので、このような形で細やかな、地域別懇談会などをされており、住民の意見を集めていること、素晴らしいことだと思います。地域別懇談会の参加人数を見ると、例えば、第5地区とかですと7名と若干少ない気がします。これには様々な要因があるのかなと思います。1つは時間帯をいつぐらいにやられたのかをお聞きしたいです。参加しづらい時間帯でなかったか、夜間ですとある程度参加できるのかなと思います。また、参加を

促進するために、例えばオンラインの活用なども可能だと思います。人数が少ないからダメかというところではないかと思うのですが、例えば代表性が担保できている、年齢層が多様である、あるいは職業とか性別が多様であるとかいうように多様性が担保できていれば人数がある程度少なくとも大丈夫なのかなと思います。そのあたりは、どうであったのか教えてほしいです。意見の偏りというものがあると、少し問題があるのかなというふうに思いましたので質問いたしました。

もう1点ですけれども、今回地域別懇談会の意見をテキストマイニングという手法を使って、図示されているということで、素晴らしいなと思いました。ここで簡単にこのテキストマイニングの分析フローを教えていただけると、ありがたいと思いました。このデータは懇談会での発言をデジタルデータ化し、並べた形なのでしょうか、あるいは参加者に書いてもらったものから作成したのかについてと、最終的には様々なやり方があるとは思いますが、共起ネットワークや、あるいはクラスター分析などを行い、それでもう一度そのクロス集計を行い、その関係を捉えるなど、どのように分析したのか、手法を教えていただければと思います。その2点です。よろしくお願いいたします。

(議長)

では、事務局の方からよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。1点目の地域別懇談会の参加者の人数の偏りや、属性の偏りについては、相手先の住民自治協議会が、主に地区の役員から構成される組織になります。各地区で会議が概ね月1回程度行われており、その会議に参加し、意見交換を行ったというものであります。そのため、参加人数は、それぞれの地区の住民自治協議会の役員の人数という形になります。開催の時間帯については、地区によって昼間行われている地区もあれば、現役で仕事をされている方が多い地区では、夜開催している地区もありました。

会議の参加人数が少ないと意見の偏りもあるのではないかと指摘もありましたが、不特定多数の方の意見を聞くというところに関しては、昨年度行っている3つのアンケート、特に今回は若者に対するアンケートと子育て世帯に対するアンケートを行っております。このアンケート結果からも意見を補完しながら、検討を進めていきたいと考えております。

それから、2点目のテキストマイニングについては、事務局で地域別懇談会をすべて録音し、議事録に起こしたものを、AIに読み込ませ、出現数の多い単語を拾い、同じ文脈の中で回数が多く出てきているものを線でつなぐ形で集計をしております。

(委員)

テキストマイニングは、どういう形で目的を設定しているかが重要だと思うのですが、懇談会ではどのような質問をして、返ってきた意見なのでしょう。

(事務局)

地域別懇談会では、あらかじめ設定した質問に対しての回答ではなく、地域ごとに異なります。1人ずつご意見を伺った地区や、気づいたところを順番に挙手していただきご意見を伺った地区など、会議の様子に応じてお話しした中で、発言回数の多い単語になります。

(委員)

都市マスについて意見を述べるというよりは、その地域が抱えている課題のようなものを「いかがですか。」というような形でお聞きになったというようなことでしょうか。

(事務局)

懇談会の始めの説明で、資料3の6シートに現行計画の地域別構想を転記しておりまして、こちらの資料と日頃の地域活動や、まちづくりをしている中で、課題に思っていることや新たに出てきた課題などを比較いただく観点で意見交換を行いました。

(委員)

ありがとうございました。

(議長)

前提として資料3をお見せして、そこから直感的に問題はこれだというものを出示いただき、それをまとめたということです。いずれにしても、データを取って総合的に考慮した上で、地域別構想を作っていくという流れになるかと思います。

その中で注意点等何かあれば、まだまだ専門部会の方で行いますのでいかがですか。

(委員)

テキストマイニングは、最終的にそれを解釈する側の論理でまとめてしまうところがあるというのと、発言の文脈が違うのに、ただ単語を並べ替えているということの問題点というものがあるので、やはりテキストマイニングだけに頼らずに、どういう属性の人がどういう形で発言したのかという点も両方考慮しないと、AIの分析だけに頼るとずれてしまうことがあるので気を付けたほうがいいのではないかなと思いました。最近学会でも、AIを安直に使うようになっており、大学院生などが使用し、問題を指摘されることも多いので、少し気を付けたほうがいいと感じました。また、このキーワード分析をされたわけですけど、図示はされているのですが、現段階でどう解釈されているのかも、説明があるといいのかなと思いました。

(議長)

また、ご協議いただいて地域別構想を作っていただければと思います。

このような意見が、専門部会の方に上がっていきます。是非とも何かあれば、よろしくお願いします。

(委員)

初めて都市計画審議会に参加させていただいております。説明にあった様々な分析ですとか、意見を拾ってということで、大変ご苦労されてありがたいと思いました。立地適正化計画や都市計画マスタープランなど大きい話で、なかなか難しいところがあるため、こういった住民の意見をつぶさに拾っていることはいいと思いました。立地適正化計画という計画自体は、国が計画を立てるように指示があり、長野市独自で立てていることではないのですか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

私は建築分野の仕事をしていますので、具体的な話をお聞きしたいというところがあります。居住誘導について、先ほど誘導をするためのインセンティブの強化を図ると説明がありましたが、そのとおりだと思います。こういった計画をそのとおりにやっていくために、現時点で具体的に考えられていることはあるのでしょうか。

(事務局)

インセンティブを強化していきたいという出発点は、居住誘導の区域を設定しただけでは、意味がないということで、そこに有効な施策を打っていきたいという考えから検討を進めております。

他市では、様々な具体的施策の事例がありますが、それを行うと市民に対する影響が大きいため慎重な検討が必要なことと、関係部局・関係機関との調整を丁寧に行う必要があるなど、一朝一夕にはいかないため、今回の改定では、少なくとも今後は具体的な施策を検討していくという、方向性を示したいと考えております。

計画は作って終わりではないため、今後継続的に見直ししながらブラッシュアップしていくことが大切だと考えております。

(委員)

基本的にコンパクトシティというような形に向かっていると思うのですが、当然行政サービスを充実させるためには、拠点を絞ることが前提になるので、そのような方向性は良いと思います。しかし、私は中山間地域にも非常に魅力を感じます。中山間地域の皆さんにもいろいろ意見をお聞きしていると思いますが、このような地域の今後の方向性はどのようなのでしょうか。

(事務局)

おっしゃっていただいたように、街中と中山間地域が近く、いろいろな暮らしができることが長野市の魅力の１つです。コンパクト・プラス・ネットワークという考え方は、１ヶ所に集約するのではなくて、これまで育んできたそれぞれの拠点を維持していくという考え方になります。中山間地域には生活中心地があり、その場所ならではの魅力があるため、引き続き維持していきたいと考えております。

(議長)

都市計画の考え方としては、中山間地域で暮らしている方も生活利便施設にアクセスしやすいような形にすることが、都市計画の重要な役割の一つと考えております。その生活をどうやって、あるいは福祉的なところで守っていくという考え方は当然あって、それについては、他部署で実際に動いているところです。あとは、どうやってそこに住んでいる方が街中に行きやすくしてあげるのかというところが、都市計画の重要な役割の一つと考えております。そのため、コンパクト・プラス・ネットワークという名称がついていてご理解いただければと思います。中山間地域のあり方は、都市計画のみならず、様々な分野の課題の１つということで、今後も継続して議論していく必要があるということでございます。そのほかいかがでしょうか。

(委員)

説明ありがとうございます。質問をしたいのですが、資料４の２１シート、長野市の居住誘導区域のうちの土砂災害リスクがあるところで、安茂里駅の北あたりに黄色になっている箇所があります。実際にその場所に行くと日ごろから危ないと感じているのですが、このような箇所は、今後どうしていくのか説明いただいてもよろしいでしょうか。

(事務局)

安茂里という具体的な地名が出ましたが、安茂里駅や国道の北側の傾斜地は、土砂災害のイエローゾーン、一部レッドゾーンの箇所があります。この地域は今まで居住されてきた経緯もあり、すぐに居住誘導区域を除外することは難しいと考えております。居住誘導区域の中に残存するリスクに対しては、防災指針という項目があり、今後もきちんと防災工事などのハード整備を行い、それからソフト面では避難訓練をする、防災意識を高めるようなハザードマップにも活用したまちづくりをするなど、そういったところを進めていくようになると考えております。

(委員)

ご説明ありがとうございます。当然そういったことは、大事になってくると思いますが、特にここは安茂里駅までもすぐであり、長野駅までもすぐ出られる便利な場所でもあるので、

危険はわかっているけれども、承知の上で住んでいるという認識で、あとは防災対策でカバーする考え方でよろしいでしょうか。

（事務局）

そのとおりになります。

（委員）

資料3のシート4、計画の位置付けのところで関連計画がありますけども、現在、経済産業振興部で、長野市産業立地ビジョンという、インパクトのあるビジョンを掲げております。

20ヘクタール規模の経済活動をする地域を、5年以内に3ヶ所、長野市内に設定するという計画になりますが、地域別懇談会において議論をする前提として、地域に知らせてあるのかどうなのか、懇談会の報告資料にはその辺の意見が出てないようなので、多分設定をされたらインパクトがあり、まちづくり自体が大きく変わってくると私は認識しているのですが、同時並行で計画が動いているので、なかなか先が見通せない部分もあると思いますが、大事な計画だと思うので、産業立地に関する意見は地域別構想に適宜反映されるべきと思うのですが、その辺りお聞かせいただけたらと思います。

（事務局）

本日の資料には掲載はできておりませんが、意見交換の中では、産業立地ビジョンに関心を持つ意見もあり、それについては、経済産業振興部と情報共有しております。市としても、政策として位置づけた産業用地に限って整備を進めていく方針であるので、都市計画マスタープランでも市の政策として、連携を図っていくという形になると考えております。

（委員）

産業立地ビジョンの計画の動きを見ながら、アップデートするという考え方になるのでしょうか。

（事務局）

産業立地ビジョンは産業用地に関する計画ですから、当然、都市計画マスタープランの中に含まれてくる要素になります。そのため、2つの計画間で齟齬がないようにしていきたいと考えております。

（議長）

一昨年度ぐらいに、産業立地ビジョンに基づいた形で産業を立地したいとのことで、その都度担当部署と都市計画課と話をしながら進めております。適切な位置に道路交通がしっかりしないと、企業が立地しても交流軸がなければうまくいきませんので、そういったことも

踏まえた上で、今回の改定では全体構想の中で、経済分野ということで、項目を設けて記載をされているため、過去の議事録等見ていただければと思います。何か補足説明があればよろしくをお願いします。

(事務局)

今、お話しにありました、産業立地ビジョンは長野市としても、産業経営の強いものをさらに活かしていくという趣旨のもと策定しております。都市計画に関わる項目は多岐にある中で、産業立地という土地利用のある分野についての将来的なビジョンであるため、我々が策定している都市計画マスタープランをもとに、産業系の土地利用についての計画を作ると、当然都市計画マスタープランと齟齬のない形にした上で、そういう分野においての地元・関係機関との調整をしたものも、都市計画マスタープランに反映させていくという形になっております。市としての施策、特に産業立地ビジョン自体は、長野市の都市計画に関する考え方と齟齬があるわけではないので、さらに密にしていけるような計画にしていきたいと考えております。

(議長)

そのほか、いかがでしょうか。

(事務局)

先ほどご指摘のあった、地元も含めた意見聴取について、施策を策定していくにあたり、市民の意向をいかにバランスよく取っていくかが課題になってくると思います。テキストマイニングについても、課題として認識しており、よく出るワードが関心のあることであり、翻って見ると課題となることに繋がっていくということでもあります。当然そのワードについては、深掘り、分析が必要になってくると思います。見やすさやその辺りも含め、関心のあるワードがどういうことであるかということを示したものが、今回の資料としてお示したものになります。

今後、様々な意見も聞きながら先ほど若者を中心としてアンケートをやるなど特化した形も含めて多様な意見を集め、より施策に反映させていきたいと思います。

立地適正化計画については、例えばリスクがある箇所をいきなり誘導区域から除外するよりは、緩やかに誘導していくことが最初の立地適正化計画のスタート部分になります。その上で、実効性のある取組みとなっているかを検証したうえで、今後インセンティブを与えて、もう少し実効性のある計画にしたらどうかという考え方があります。

都市計画マスタープランは、都市計画区域を計画範囲とするのが基本ですが、長野市の場合は、都市計画区域外を含めた、全市を対象としたその地域ごとの特徴を活かすまちづくりの考え方というものを都市計画マスタープランの方でまとめていきたいと思います。全体として土地利用の塊としてのとらえ方というよりは、中山間地域も含めて非常に魅力的

な、特に伝統的な地域もあるため、そういったところの魅力は磨き上げをしていき、特徴あるマスタープランにしたいと考えております。

それから災害イエローゾーンについては、居住の地域にこういったリスクがあるのかということをまず認識してもらうこと、実際に自分の住んでいる場所からは避難場所までどれぐらいの距離があるのかなど、自分ごととして捉えていただき、立地適正化計画の形になればいいと思います。いずれにしても都市整備部だけですべてのまちづくりをするわけではないため、関連部局とも連携しながら、都市計画マスタープランを磨き上げていきたいと考えております。

(議長)

ありがとうございました。補足説明いただきましたけれども、よろしいでしょうか。

そのほか何かございましたら、よろしくお願いいたします。

私の方から、以前全体構想の中で、都市機能のあり方、誘導の仕方等の施策により、都市機能が誘導されたときに各地区の暮らしはどうなるのでしょうか。専門部会の方でもそんな議論があったようですが、こういったところで都市機能施設が集積していて徒歩で生活できるのか、あるいはどういう地区であれば徒歩以外の移動手段を使うことで都市機能施設へアクセスしやすくなるのか、ということが中心になってくると思いますけれども、今後まとめるに当たって、各地区どんなレベルの暮らしができてくるのかという辺りも少し書き込んでもらおうと、読み手の方は理解しやすいのかなと思いますので、今後検討していただければと思います。

また、部署が違うかもしれませんが、公共施設の集約も当然老朽化の中で必要になってきて、幾つかは本審議会でも審議し決定いただいたという経緯がありますけれども、そういった集約というのが人の居住の集約ということ以外に、ライフラインと含めた上で生活に必要な公共施設の集約ってということについても整合させていくのかなと思いますけれども、それらの書き込みは、立地適正化計画あるいは都市計画マスタープランの方であるのでしょうか、もしあるようであれば、今後示していただければと思います。私からは以上です。

(事務局)

ありがとうございます。都市計画マスタープランの専門部会の中で、長野市でこういった暮らしぶりができるかを、今回の改定では書き込みたいということを意図しながら作っております。例えば、街中から中山間地域まで、それぞれの場所でこういった暮らしぶりができるみたいなものを、イラストで表現するなどといった取り組みをしております。

それから、公共施設については、他の部署で公共施設のマネジメントをしていますが、都市計画マスタープランの中で、公共施設の集約化などを記載することによって、関係課が計画を作成する際に都市計画マスタープランの内容に整合させるので、緩やかな形ですが連携を図ることができると考えています。そういった面では、都市計画マスタープランで大きな

考え方の方向性は記載したほうがいいと思っておりますので、記載する方向で検討案を作っています。

（議長）

ありがとうございます。先ほどのインセンティブの1つに集約をすることによって人口の密度を保つということでは、公共交通のサービス水準が保たれる、あるいは向上するということが同時に、公共施設についても利用しやすくなることに繋がるかと思うので、その辺りのインセンティブに繋がるとしますので、書き込みできるところは書き込んでいただけるということをお願いしたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

（委員）

都市マスから離れても大丈夫でしょうか。今日の全体の話の中で、資料1の8シートに、市街地再開発事業が一覧として載っております。最後のところ、長野駅前B-1地区について進捗はどんな状況になっているか、分かるところがあれば教えていただければと思います。

（議長）

進捗ということでいかがでしょうか。

（事務局）

本日は、担当部署は来てないのですが、前職がその所管であったため、ほぼ状況を承知しております。B-1地区の市街地再開発事業について、令和5年に高度利用地区と市街地再開発事業の都市計画決定は、なされているところであります。

その後、地権者を中心に組織されている準備組合が、具体的な事業計画を策定して、再開発事業そのものは県知事が事業の認可をする事業であるため、事業認可に向けて、計画を策定しているところになります。

一方で、建設資材、それから人件費の高騰に伴い、再開発事業が従前の権利者が持っている床プラス余った床を売却して、それを事業費に充てるという仕組みであるため、建設コストが非常に上がっている中では、売却の見込みが事業計画として立ちにくい状況にあります。事業計画は、これまで公表している計画を少し見直す必要が出ているということで、その見直し作業をしているところであります。昨年度は今年の夏頃に、事業認可組合設立の予定であったのですが、なかなかすぐにはできないような状況にあります。

（委員）

ありがとうございました。

(議長)

状況確認ということでございました。また、時間がたてばお伺いするようなことになるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。

専門部会の方は、素案に向けて活動をしているところでございます。委員の皆さんも意見等あるとは思いますが、なかなかこの場で言いづらいというようなこともあるかもしれませんので、その場合は遠慮なく事務局へ報告をいただき、それを専門部会に上げて、検討していくためにお願いいたします。

今の段階ではある程度、意見が出尽くしたように思いますので、その他(2)の都市計画マスタープラン改定専門部会の報告については、以上としたいと思います。

以上で議事はすべて終了となりましたので、議長を退任させていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

9 その他

特になし

10 閉会

(司会)

次回の審議会の日程についてご案内をいたします。次回の審議会につきましては、9月18日金曜日の開催を予定しております。詳細が決定いたしましたら、改めてご通知させていただきますのでよろしくお願いいたします。

終わりに、都市計画課長飯島から閉会のあいさつを申し上げます。

(事務局)

委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、新任期での最初の審議会でしたが、本審議会は、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるために、大変重要な役割を担っている審議会でございます。

柳沢会長はじめ、委員の皆様におかれましては、今後2年間、特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、第96回長野市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。